

住民意見募集・意見交換会における意見と対応(公表用)

1. 県民意見募集の概要

「一雲済川河川整備計画」の変更にあたり、静岡県の「情報提供の推進に関する要綱」に基づき、河川整備計画(変更原案)を公表し、住民意見を募集した。また、流域住民を対象とした意見交換会を10月23日に開催した。

(1) 意見募集の期間

令和6年9月10日～令和6年10月10日

(2) 意見の提出方法

持参、郵送、FAX、電子メール

(3) 河川整備計画(変更原案)の公表及び周知の方法

① インターネットによる公開

・静岡県ホームページ

② 河川整備計画(原案)の縦覧

・袋井土木事務所 企画検査課

③ 河川整備計画(変更原案)の意見募集の概要版チラシの配布・回覧

河川整備計画(原案)の意見募集について、概要版チラシを作成して磐田市豊岡北・豊岡南地区の流域自治会内にある組へ配布、回覧した。

回覧

一級河川天竜川水系
一雲済川(天竜川下流中速ブロック)河川整備計画【変更原案】
～意見募集～ パブリックコメント

県では、平成9年に改正された河川法に基づき、計画策定時より20～30年間程度の期間における河川整備(工事及び維持)の内容を定める「河川整備計画」を緊急度の高い水系(または河川)から順次策定しています。一雲済川は、平成14年に策定した「河川整備計画」に基づく整備を進めてきましたが、治水安全度は未だ十分ではなく、近年も洪水による浸水被害が発生しており、地域住民等から水害に対する安全性の向上が強く望まれています。このため、今後概ね20年間で実施する河川整備の内容を定める河川整備計画(変更原案)を取りまとめましたので、県民の皆様から広く意見を募集します。

■ 意見の募集期間
令和6年9月10日(火)～10月10日(木) 県HPIに掲載中

■ 意見の提出方法
ご意見を提出される方は、氏名、住所を明記の上、ご意見記入用紙(別紙)または自由様式にて、持参、郵送、ファクシミリまたは電子メールのいずれかの方法で提出してください。いただいたご意見の内容については照会する場合がありますので、意見書には住所、氏名及び連絡先(電話番号等)を明記してください。

■ 意見書の提出先(袋井土木事務所 企画検査課)

(1) 持参または郵送の場合
〒437-0042 袋井市山名町2の1 **スマホ等でQRコードを
読み取りアクセスください**

(2) ファクシミリの場合
FAX 0538-43-0919

(3) 電子メールの場合
fukudo-kikakukensa@pref.shizuoka.lg.jp



http://www2.pref.shizuoka.lg.jp/all/shirugi/nd/pc_kangyou

■ 流域住民の皆様へ
・10月23日(水)19時～豊岡中央交流センターで、「意見交換会」を開催し、河川整備計画の内容説明と、計画に関するご意見を伺う予定です。
・詳細については、次回のお覧(10月上旬)で、ご案内させていただきます。

静岡県 袋井土木事務所

2. 意見等の提出状況

意見、要望、質問等の概要を以下に示す。

(1) 意見等の提出状況

意見募集により提出された件数(通数)を以下に示す。

表1 意見提出区分(意見交換会での意見を除く)

提出方法	件数(通数)	備考
書面(持参)	1	
書面(郵送)	0	
FAX	0	
メール	2	
口頭	0	
計	3	

(2) 提出された意見等の内容

意見募集により、提出された意見と、意見交換会で出された意見には、様々な意見等が含まれているため分類した。

表2 意見等の分類(意見交換会の意見を含む)

提出方法	治水	利水	維持管理	環境	整備計画本文	上野部川放水路の構造等
書面	4	1	2	5	9	2
FAX	0	0	0	0	0	0
メール	4	0	2	0	0	0
口頭	3	0	2	0	0	3
計	11	1	6	5	9	5

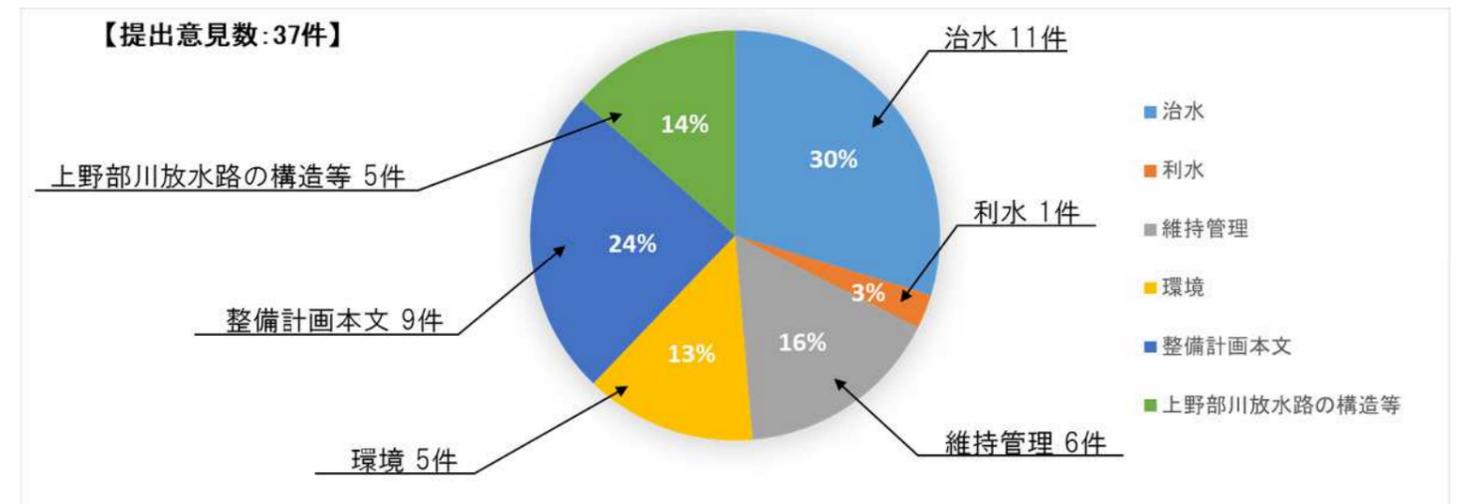


図1 意見等の分類

3. 提出意見と対応

番号	意見をいただいた方法	意見の区分	意見	対応	整備計画修正の有無	記載箇所
1	県民意見の募集 (Email)	治水	直近の災害にて、磐田市被害は、何回も受けていて、地域住民は、あきらめていたり、強い要望をしていたりとの話は聞いている。速やかに計画を実行してほしい。	河川整備計画に基づき、1日も早く整備が進捗するよう取り組んで参ります。	無	—
2	県民意見の募集 (Email)	治水	少し前までは、自然災害だから、しかたないとか、被害発生後、自衛隊の派遣要請するのが県の仕事だとか、思われてきたが、現在、河川周辺の災害は、人災だとの流れになりつつある。河川整備をしっかりと行い、安心した生活ができる環境づくりを速やかにお願いしたい。	河川整備計画に基づき、1日も早く整備が進捗するよう取り組んで参ります。	無	—
3	県民意見の募集 (Email)	治水	亀井戸地区内の田川沢合流点北側100m位、浸水域に居住していますので至近の整備について計画に記載してなおかつ実行を要望します。	谷口橋上流から田川沢合流点は、河川整備計画の整備区間に位置付けられています。 なお、谷口橋から田川沢合流点は近々に暫定整備を進めて参ります。	無	—
4	県民意見の募集 (Email)	治水	田川沢合流点から谷口橋間の狭陰箇所を拡幅して欲しい P32 図 4-3 のイメージ図 (5.0 km付近) をこの箇所に実行してほしい。合流したら狭くなって流れが詰まっているのは素人目にもわかります。 田川沢が本流にせき止められて合流できず、竜東石油上からと梅香の里あたりから溢れ始め一帯が貯水池になるのを繰り返しています。 最優先事項として実行して欲しい。	谷口橋上流から田川沢合流点は、河川整備計画の整備区間に位置付けられています。一雲済川の下流区間は暫定的な整備状況であり、流下能力が低いネック箇所が解消されていないため、この区間の対策は、下流区間の洪水被害を助長しない範囲での河川断面の拡大、堆積土砂の浚渫等を実施し、流下能力の向上を図っていくこととなります。	無	—
5	県民意見の募集 (Email)	維持管理	河床を掘削して欲しい 昔から比べると河床が上がっているような気がします。可能な限り下げて流量を増やして欲しい。	計画河床からの土砂堆積状況、草木の繁茂状況を確認し、流下断面を確保するための浚渫を実施していきます。	無	—
6	県民意見の募集 (Email)	維持管理	河川内の浚渫を恒常的に実行してほしい。 合流点の堤防草刈りを年二回行っているので堆積具合がよくわかります。 現在は谷口橋から下流の堆積が取り残されています。土砂堆積は自治会から要望書を何回も出してやっと実施される状況で、堆積している期間のほうが長い。 少しでも流量を確保するよう恒常的に浚渫作業を実施して欲しい。 堤防法面のコンクリートやブロックの上に土砂が堆積してその上に雑草が繁茂しています。河川美化の草刈りには滑落の危険と隣り合わせで作業してます。この土砂も恒常的に除去して欲しい。	計画河床からの土砂堆積状況、草木の繁茂状況を確認し、流下断面を確保するための浚渫を実施していきます。	無	—
7	県民意見の募集 (文書)	整備計画本文	P8「図1-8 浜松測候所の気温、日照時間及び降水量（気象庁発表平年値）」とあるが、グラフには「日照時間」がない。ここでは、「日照時間」を示す必要がないので、図のタイトルを「図1-8 浜松測候所の気温及び降水量（気象庁発表平年値）」に修正しては？	「日照時間」の記載を削除し、図のタイトルを「図1-8 浜松測候所の気温及び降水量（気象庁発表平年値）」に修正します。	有	P8 図1-8

番号	意見をいただいた方法	意見の区分	意見	対応	整備計画修正の有無	記載箇所
8	県民意見の募集 (文書)	整備計画本文	<p>P14 21行目～25行目（余計な指摘かも知れないが、気になる）以下の文章について 「その後、大きな被害は発生していなかったが、平成26(2014)年10月洪水（台風第18号）により、上野部川沿いで、浸水面積1.4ha、床上浸水8戸、床下浸水21戸となる浸水被害が発生したほか、令和4年(2022)年9月洪水（台風第15号）で、浸水面積286ha、床上浸水179戸、床下浸水199戸なる昭和49(1974)年7月洪水（七夕豪雨）に次ぐ大災害となった。」 ・指摘したいのは「・・・床下浸水199戸なる昭和49(1974)年・・・」の記述ミスであるが、以下余計なことを書く 1) 簡単に修正するなら→「その後、大きな被害は発生していなかったが、平成26(2014)年10月洪水（台風第18号）により、上野部川沿いで、浸水面積1.4ha、床上浸水8戸、床下浸水21戸となる浸水被害が発生したほか、令和4年(2022)年9月洪水（台風第15号）では、浸水面積286ha、床上浸水179戸、床下浸水199戸となり、昭和49(1974)年7月洪水（七夕豪雨）に次ぐ大災害となった。」 2) 令和4年の洪水を強調するなら→「その後、大きな被害は発生していなかったが、平成26(2014)年10月洪水（台風第18号）により、上野部川沿いで、浸水面積1.4ha、床上浸水8戸、床下浸水21戸となる浸水被害が発生した。さらに、令和4年(2022)年9月洪水（台風第15号）では、浸水面積286ha、床上浸水179戸、床下浸水199戸となり、昭和49(1974)年7月洪水（七夕豪雨）に次ぐ大災害となった。」</p>	<p>ご指摘を踏まえ、以下の通り修正します。 「その後、大きな被害は発生していなかったが、平成26(2014)年10月洪水（台風第18号）により、上野部川沿いで、浸水面積1.4ha、床上浸水8戸、床下浸水21戸の浸水被害が発生した。さらに、令和4年(2022)年9月洪水（台風第15号）では、流域全体で浸水面積286ha、床上浸水179戸、床下浸水199戸を記録し、昭和49(1974)年7月洪水（七夕豪雨）に次ぐ大災害となった。」</p>	有	P14 21行目
9	県民意見の募集 (文書)	整備計画本文	<p>P14「表2-1 主要洪水の原因と被害状況」について ・令和5年6月の総雨量が、「369.5」と記述されているが、「水災害対策プラン」のP.17の表では、「396.5」となっている（「水災害対策プラン」のP.4の表では「369.5」）。→どちらが「正」 ・この表で、「総雨量」を記述するのは、それほど意味がない。日雨量・2日連続雨量・3日連続雨量が問題となるのは、湛水を許容する低平地があり、ポンプ排水を行うなどの地域である。 ・通常、ピーク流量を算定するために「合理式」が使われる。そこで問題となるのは、「洪水到達時間内の平均有効降雨強度」である。一雲済川の洪水到達時間は、2・3時間程度になると思う。 ・この表では、2・3時間の降雨量を示すべきである。 ・「昭和49年（寅年）7月の2・3時間と浸水被害発生状況」と「令和4年9月の2・3時間と浸水被害発生状況」を比較すると、「令和4（寅年）年9月の洪水」は2・3時間降雨強度が大きい割に、浸水被害が小さいことが分かる。（総雨量で見れば、「令和5年6月の洪水では、総雨量が多いから浸水被害も大きい」となるが、2・3時間降雨強度で見ると、違う。） ・そこで、当然、説明が必要になる。（48年間で、河川の整備が進んだとか？様ざまな要因があると思う）→ P. 15の「図2-1 過去の洪水による浸水被害」を評価することに繋がる ・この9月の能登半島の水害をみても、最近の中小河川の水害は「2・3時間程度の降雨」によるものである。</p>	<p>・「表2-1 主要洪水の原因と被害状況」について 令和5年6月の総雨量を「396.5mm」に修正します。 ・一雲済川の洪水到達時間は2時間弱であるため「表2-1 主要洪水の原因と被害状況」は、総雨量、1時間雨量及び2時間雨量を追加します。</p>	有	P14 表2-1

番号	意見をいただいた方法	意見の区分	意見	対応	整備計画修正の有無	記載箇所
10	県民意見の募集 (文書)	整備計画本文	P14 「『水災害対策プラン』のP.17の表」のこと (「河川整備計画〔変更原案〕」についての意見募集であるが、関連しているので指摘したい) ・「平成2年9月 総雨量:61.0mm、1時間雨量:60mm、2時間雨量:104mm、3時間雨量:126mm」と記されている。総雨量より、2・3時間雨量の方が多い。	・表2-1の「平成2年9月 総雨量:61.0mm」を173mmに修正します。 ・雨量データの出典根拠として、S49~H10までは豊岡村資料、H26は敷地雨量観測所の記録、R4・R5は豊岡雨量観測所の記録を追記します。	有	P14 表2-1
11	県民意見の募集 (文書)	治水	P19 5行目~7行目の文章について(放水路の整備を否定するものではない) ・P.19の「①久保前橋上流部」「③境橋下流部(未改修)」の写真を見れば、どちらが通水阻害の原因となっているか?は一目瞭然である。→それを「上野部川では、河川に面して家屋が立ち並んでいることなどから、抜本的な治水対策として、河道改修を行うことが極めて困難な状況にある。」とするのは一方的過ぎる。 ・下流を改修しないで、家屋が立ち並んだところの河道だけを改修しても効果はほとんどない。逆に言うと、下流を改修しただけでも、家屋が立ち並んだ区間の通水能力は向上する。→水理的な「常流」「射流」の流れの領域が理解できていないのでは? →「田川橋下流を改修した場合の水理計算(下流からの不等流計算)結果」と「田川橋下流を改修しないで、田川橋から雨垂川合流点までの区間を改修した場合の水理計算結果」を比較すれば、判ると思う。 →その他、水理計算結果を見れば、河川の「上流側から改修する場合の可笑しさ」も判ると思う。 ・より「抜本的な治水対策」の観点からすれば、上野部川の下流からの河道改修が必要である。 ・こうした一方的な書き方は、私には「『下流の改修を拒否する』口実」と受け取れる。 ・「天竜川の水位」と「上野部川の洪水」の関係:上野部川から天竜川に排水できないときは、上野部川の洪水は完全に終わっているか?(上野部川の洪水量が33m ³ /s以下となっているか?) → 将来にわたっても確実かどうか?	ご指摘の通り田川橋下流を改修した場合は、人家連担部の水位を低下させることができますが、下流の治水安全度以上の河道とすることはできないので、引き続き、土砂撤去等の維持管理により流下能力の維持に努めます。 P19 5行目以降を、 ・上下流バランスを考慮すると、上野部川の抜本的な治水対策として河道改修を行うには、下流の一雲済川の河道改修が完了していなければならず、早期に上野部川の河道改修を行うには長期間を要する。 に修正します。 ・② 1960年~2023年の64年間のデータでは、天竜川の水上昇を原因とした排水不良による被害は発生しないことを確認しています。また、令和4年台風第15号洪水によるシミュレーションでは、天竜川と上野部川のピークがズれるため、計画通りの洪水調節が可能であったことを確認しています。 ただし、自然現象なので、将来に渡るすべての洪水に対し、確実に所定の治水機能を発揮できるとは断言できませんが、上野部川放水路整備前よりも状況が悪化するものではないと考えています。	有	P19 5行目

番号	意見をいただいた方法	意見の区分	意見	対応	整備計画修正の有無	記載箇所
12	県民意見の募集 (文書)	利水	<p>P20</p> <p>・船明ダムから取水するまで(神田取水口、阿蔵取水口を使用のころ)は、上野部川のライニングされた区間は「寺谷用水」「磐田用水」として利用されていた。現在では、「寺谷土地改良区(寺谷幹線)」「磐田東土地改良区(社山幹線:P.2「図1-2 一雲済川流域図」、P.42「付図1 天竜川中遠ブロック図」の「磐田用水」のこと)」などが管轄する農地へのかんがい用水は船明ダムからの取水となったため、ライニングされた区間は用水とは関係していない。→上野部川のライニングされた区間の歴史、船明ダムからのかんがい用水を利用している区域などを簡単に記述してはどうか?(磐田市の水田の多くは、船明ダムからの用水に依拠している。→これは特筆すべきことだと思う)</p> <p>・住民参加の「河川整備計画」とするなら、「徳川家康が伊奈忠次に命じて、関東流とよばれた治水技術を駆使して天竜川左岸の寺谷に坎樋を設置しての『寺谷用水』(寺谷用水は、令和4年にICID理事会で『世界かんがい施設遺産』に登録)の建設」や「金原明善による堤防建設」などを記述し、一雲済川・上野部川の歴史を興味深く知ってもらうようにしたらどうか?</p>	<p>以下の通り修正します。</p> <p>P20 3行目 ～このうち、約1,850haが「寺谷(てらだに)用水土地改良区」の慣行水利によるもので、一雲済川流域の農地利用の大半を占めており、当時は、上野部川の本村橋下流までの一部区間が寺谷用水・磐田用水として利用されていた。 その後、昭和54(1979)年7月の船明ダムの竣工と用水路のパイプライン化により、上野部川と用水路は完全に分離され、現在の河道状況となった。また、ダムからの取水により農業用水の安定化が図られ、現在、磐田市の水田の多くは、船明ダムからの用水により灌漑されている。</p> <p>2.河川の利用及び水利用に関する現状と課題について、記載する部分であるので、寺谷用水の歴史について深掘りする記載は控えることとします。しかし、「寺谷用水」は一雲済川流域を理解する上で重要な点であるので、整備計画のパンフレット等のトピックとしての掲載します。</p>	有	P20 5行目
13	県民意見の募集 (文書)	環境	<p>P21</p> <p>「表2-2 拠点整備地区」の中の誤字</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浸水公園ゾーン→親水公園ゾーン ・沿線住民→沿川住民 	<p>以下の通り修正します。</p> <p>P21</p> <ul style="list-style-type: none"> ・表2-2 「拠点整備地区」→「一雲済川の拠点整備地区」 ・浸水公園ゾーン→親水公園ゾーン ・沿線住民→沿川住民 	有	P21 表2-2
14	県民意見の募集 (文書)	環境	<p>P25</p> <p>7行目～11行目(約84%(平成31(2019)年3月末時点))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5(2023)年3月末時点あるいは令和6(2024)年3月末時点で評価できないか? ・「上野部川の上流域において未整備区域が残されており、更なる水質改善に向けた整備促進が求められる。」とあるが、令和5・6(2023、2024)年時点で評価すると「上野部川上流域」の整備の状況は大きく変わっている(令和に入ってから、整備は大きく進んでいると思う)。→現時点では、「上野部川上流域」の整備は、ほとんど終わっているのでは? 	<p>P25</p> <p>5行目～7行目を以下の通り修正します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・～磐田市全体の下水道普及率は約57.9%(平成14(2002)年3月末時点)から約87.8%(令和5(2023)年3月末時点)に大きく進捗し、特に上野部地区を含む豊岡処理区の下水道整備率は、約95.6%となっている。 <p>なお、豊岡処理区は整備済であるため、8行目～9行目の記述は削除します。</p>	有	P25 7行目
15	県民意見の募集 (文書)	環境	<p>P26</p> <p>「図2-13 流域の水質調査結果の推移」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・R3年からR5年までのデータは? ・開明橋地点でH29年以降がないのは? 	<ul style="list-style-type: none"> ・磐田市からのデータ提供を受け、「図2-13 流域の水質調査結果の推移」を最新の情報に更新します。 	有	P26 図2-13
16	県民意見の募集 (文書)	整備計画本文	<p>P30</p> <p>「表4-1 河川工事の施工場所と主な整備内容」(上の表一雲済川)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主な整備内容の「河床掘削、築堤、引堤、護岸整備」の整備区間を明示するのは無理か? 	<p>整備済区間を除き、全区間にわたり河床掘削、築堤、護岸整備を行うため、このままの表記とします。</p>	無	—

番号	意見をいただいた方法	意見の区分	意見	対応	整備計画修正の有無	記載箇所
17	県民意見の募集 (文書)	上野部川放水路 の構造等	P30 「表4-1 河川工事の施工場所と主な整備内容」(下の表-上野部川) ・「放水路:約20m」とは、「二連のボックス・カルバート」のこと? どこからどこまで? P. 34図4-5の「実施区 間L=0.02km」と関係している? ・「樋門:約55m」とは何か? どこか? ・合わせて約75mでミオ筋に到達できるか? ・主な整備内容として「放水路」「堰(分流補助施設(固 定堰))」「樋門」とあるが、施設全体を総称して「放水 路」では? →P. 33の「(b) 工事の内容」の記述をみると 施設全体を総称して「放水路」としている。→ 記述が「曖 昧」過ぎる。 ・主な整備内容の「堰」は、P. 34図4-5に対応させると、 「分流補助施設(固定堰)」と表記すべきでは?	・「樋門」はあくまで天竜川堤防部の区間で、「放水路」は上野 部川右岸から樋門吐口までの区間として表現していました。この 記載では、ご指摘の通りわかりにくいので、「樋門」と「放水 路」を総称し、「放水路:約75m」に修正します。 ・また、P34 図4-5 上野部川流量配分図(年超過確率1/5の規模 の降雨)も、同様に修正します。 ・主な整備内容の「堰」を「分流堰」に修正します。	有	P30 表4-1
18	県民意見の募集 (文書)	環境	P32 「図4-3 一雲済川整備 イメージ図」(0.7k付近) ・左岸側一張ブロックで整備して、「現況自生種による植 生の復元」?	護岸の形式については、植生が期待できる護岸(ブロックマッ ト)をイメージしております。整備済み区間についても、同様の 護岸で整備しています。	無	—
19	県民意見の募集 (文書)	治水	P33 5行目~7行目「上野部川では・・・整備を行う。」 ・意見11と同様:「下流の改修を拒否する」記述となっ ている。	(b) 工事の内容 上野部川で抜本的な河道改修を行う場合、上下流バランスを保 つために合流先である一雲済川の河道改修が完了している必要が ある。このため、一雲済川の改修が上野部川合流点に到達するま で一定の期間を要することから、早期に上野部川の治水安全度を 向上させるため、上野部川と天竜川が最も近接する箇所付近に、 洪水調節を目的とする放水路の整備を行う。 この放水路は、上野部川分流地点から天竜川の堤防を貫通する 必要があるため、ボックスカルバートによる樋門を設ける。ま た、洪水を放水路に導水する目的で上野部川の分流地点下流に分 流堰を設ける。なお、放水路の整備にあたっては、工事中のい道 路交通など社会環境への影響を最小限にするよう配慮する。 に修正します。	有	P33 2行目
20	県民意見の募集 (文書)	整備計画本文	P33 8行目~11行目「この放水路・・・整備を行う。このほ か・・・整備を行う。」 ・意見17と同様: P. 34の「図4-5」「図4-6」に図示しては どうか?	P34 図4-5 上野部川 流量配分図(年超過確率1/5の規模の降雨)の 赤字旗揚げ箇所を、 「実施区間 L=0.02km ⇒ 実施区間 L=約75m」に修正します。	有	P34 図4-5
21	県民意見の募集 (文書)	上野部川放水路 の構造等	P33 下から6行目「分流補助施設(固定堰)」 ・なぜアンダーフローの固定堰か?(完全越流による騒音 対策?) →アンダーフローでも露出射流から常流に変化す るときの跳水による騒音はないか? ・最悪のケース:天竜川への排水も暗渠構造であるため、 流木やゴミなどによる天竜川及び上野部川下流への通水阻 害は起こらないか? →最悪のケースでは、放水路上流の浸 水被害は甚大なものになる。	・洪水到達時間が短いため、可動堰とすると運用・維持管理が困 難となることから、固定堰とすることを想定しています。 また、堰の底部に孔をあけるのは、水環境保全の観点から常時の 維持用水の確保、堰上流における水流の確保のためです 平常時は流量が少なく、流水は堰の底部の孔を流下するので、騒 音の心配はないが、出水時は水流の音が聞こえる可能性があります。 ・放水路で通水障害が起こらないように、上流部での治山対策を 含めて、設計段階で検討を行っていきます。	無	—

番号	意見をいただいた方法	意見の区分	意見	対応	整備計画修正の有無	記載箇所
22	県民意見の募集 (文書)	治水	<p>P34 「(c) 流量配分図」に関すること ・「図4-5 上野部川 流量配分図」によると、上野部川の流量は62(33+29) m³/sと解釈してよいのか？</p> <p>・下から2行目に「・・・洪水に対し維持管理上必要な通過流量を確保した上で・・・」とあるが 1) 通過流量は「図4-5」に示される5m³/sのこと 2) 「低水時（平常時）に維持管理上必要な流量」は理解できるが、「洪水時に維持管理上の流量？」は理解できない。→ 説明が必要と思われる 3) 低水時（平常時）にも、天竜川に排水？</p>	<p>年超過確率1/5の降雨に対する流量配分図は「図4-5 上野部川流量配分図（年超過確率1/5の規模の降雨）」のとおりです。 基本高水流量とは、放水路が整備されていない状態の流量で、計画高水流量とは、放水路が整備された状態での河道を流れる流量になります。なお、放水路の計画高水流量に誤りがありましたので修正しました。（29m³/s⇒25m³/s）</p> <p>1) 2) 本川の堰下流の流量5m³/sは、洪水時の流量です。この流量は、平時に堰下流に流水を流すために孔から洪水時に流れる量です。 P33の15行目の「洪水に対し維持管理上必要な通過流量を確保した上で、」は、「新たに雨垂川合流点上流に放水路を整備し、洪水時は分流堰によって25m³/sを天竜川に放流する。」に修正します。</p> <p>・低水時（平常時）は、天竜川に排水されません。出水時は天竜川へ排水（放流）されます。</p>	有	P33 15行目 P34 図4-5
23	県民意見の募集 (文書)	維持管理	<p>P35 「(3) 河道内堆積土砂及び植生等の維持管理」について ・「河道内の著しい土砂堆積や植生の繁茂・・・適切に排除する。」について 1) 「一雲済川の『清水橋』より上流（新東名の下、新東名の側道の橋梁付近は別）」、「上野部川の豊岡中学校付近から田川橋付近まで（P.19の「③境橋下流部（未改修）」の写真を参照）」の区間は、土砂堆積や植生の繁茂が著しく、流下能力を阻害している。 2) 土砂堆積や植生の繁茂の影響がどの程度か？ 水理計算を行って確認してはどうか？ 3) どのような断面で、どのような粗度係数で、水理計算を行っているか？ も疑問である。 4) 「今までどのように対処していたか？の反省」がなければ、「河道内の変化に着目し適切に排除する」は、空虚な文言</p>	<p>河川整備計画では、新規の抜本的な整備内容についてはできる範囲で具体的に示しますが、維持管理については具体の実施内容は示しません。</p> <p>水理計算では適切な維持管理が行われている状態の断面・粗度係数を適用しております。</p> <p>河川内の堆積土砂については、パトロールなどの状況を踏まえ、必要に応じて適切に撤去してまいります。</p>	無	
24	県民意見の募集 (文書)	整備計画本文	<p>P35 「(4) 雨水貯留機能の維持」について ・「田川沢遊水池と、ここでは「遊水（地）」ではなく「遊水（池）」が使われている。→「水災害対策プラン」では、「遊水（地）」で統一されているように思う。→どちらを使っても間違いではないが、統一すること。 ・「雨垂池などのため池」：ここは、碎石採取後のくぼ地を雨垂沢の流路を替えることによって、土砂で埋め立てたところである。これを「雨垂池などのため池」と呼ぶ（名付ける）こと自体が「ため池」「調整池（地）」「貯水池」などの機能や基本的構造が理解できていないように思う。 ・因みに、手元にある「改訂四版 農業土木 標準用語辞典」によると、「溜池」とは、「灌漑目的のため歴史時代に築造されたアースフィル堰堤による貯水池」とされている。</p>	<p>・遊水「池」の表現を、遊水「地」に統一します。</p> <p>・「雨垂池」は、雨水貯留機能がないので、「雨垂池などの」の記載を削除します。</p>	有	P35 24行目 P35 29行目

番号	意見をいただいた方法	意見の区分	意見	対応	整備計画修正の有無	記載箇所
25	県民意見の募集 (文書)	環境	P35 「(5)水量・水質の監視等」について ・意見14と同様	磐田市による上野部川上流域の下水道整備は完了しているため、令和に入ってから下水道整備状況を踏まえた記載は行いませんが、これから順次、下水道への各戸接続が見込まれることから、「磐田市による上野部川上流域の下水道整備を促進するとともに、定点水質調査を継続するよう働きかける。」→「磐田市が行う定点水質調査の結果を注視していく。」に修正しました。	有	P35 29行目
26	県民意見の募集 (文書)	整備計画本文	P36 下から4行目 ・「・・・図り、見付・豊岡などの・・・」の「見付」は、ここでは、削除してもよいのでは？（「天竜川下流中遠ブロック」の範囲ではない）	見付は、流域外のため、削除します。	有	P36 17行目
27	県民意見の募集 (文書)	治水	P38、P39 「『図4-10』『図4-11』」について ・「浸水した場合に想定される水深（ランク別）」が「図4-10」と「図4-11」で異なるのはなぜ？	図4-10は一雲済川の河道から氾濫した成分、図4-11は上野部川の河道から氾濫した成分を表しています。図4-11の一雲済川右岸の浸水は、上野部川からの氾濫成分が一雲済川沿いを伝達した氾濫を表現したものとなるためです。	無	—
28	県民意見の募集 (文書)	整備計画本文	P42 「付図-1-」 ・「付図2」がなければ「付図」だけでよい ・この図は、タイトルからすれば、天竜川下流中遠ブロックの範囲を示すためのもの 1) 凡例でも、「天竜川下流中遠ブロック範囲＝一雲済流域界」べき 2) この付図で、「上野部川放水路（仮称）主要地点」とは何？ 3) 「上神増水位観測所」だけでなく、「河川情報の提供」として、「田川水位観測所」「豊岡雨量観測所」を示した方がよいと思う。	・「付図 -1-」を「付図」に修正します。 「上野部川放水路（仮称）主要地点」は上野部川の放水路呑口直上流流量（分流前流量）を計測するための地点です。「田川水位観測所」「豊岡雨量観測所」の位置はP36の図4-8及びP42 付図に記載します。 欄外に「天竜川下流中遠ブロック範囲＝一雲済流域」と記載します。	有	P42
29	県民意見の募集 (文書)	維持管理	「河川整備計画〔変更原案〕」にはないこと ・県土木により、「砂防堰堤」が設置されている（場所は、久保前橋の東の傾斜地・溪流で2ヶ所）→「2. 流域及び河川の現状と課題」のどこかで、これらを評価し、記述してはどうか？	P35の2行目以降に「上流部や流入支川からの土砂流入が顕著な箇所については、砂防堰堤の堆砂状況や渓岸侵食の状況を監視し、必要に応じて掘削等の対策を行う。」を追加します。	有	P35 17行目
30	意見交換会	治水	田川沢が溢れて甚大な浸水被害が発生したが、そのことが計画に載っていないのはなぜか。 もう一度、計画を練り直して欲しい。	・田川沢は、磐田市が管理する準用河川であるため、本計画の対象外となります。 ・田川沢での浸水被害軽減対策は、流域内の対策を取りまとめた水災害対策プランに明記されています。	無	—
31	意見交換会	治水	一雲済川の整備区間終点にあたる谷口橋から田川沢合流点の河川改修についての記載がない。具体的に位置付けをしてもらいたい。	具体的な整備の方法や図への旗揚げはないものの、谷口橋から田川沢合流点は、河川整備計画の整備区間として位置付けられている。 現状として、天竜川下流用水のサイホンがあるため、抜本的な対策が容易にできない現状があるものの、水災害対策プランに位置付けた暫定的な対策を進めていく予定。	無	—

番号	意見をいただいた方法	意見の区分	意見	対応	整備計画修正の有無	記載箇所
32	意見交換会	治水	当初の計画策定から、20年以上が経過しても、上流まで整備が進捗していない理由は何か。	河川改修に必要な橋梁架け替えに時間を要していること、また、当初想定していた予算確保が十分にできなかったことなどが理由です。	無	—
33	意見交換会	維持管理	予算確保が難しい中、上野部川放水路を河川整備計画に位置付けて頂き、ありがたく思う。現に、近年も浸水被害に悩まされている地域であるため、早期の完成を望む。また、放水路整備中も河川内の堆積土砂を適切に浚渫して頂くことも確実に実施してもらいたい。	上野部川放水路の早期完成に向け、取り組んで参ります。また、河川内の堆積土砂の状況を監視し、必要に応じて浚渫を実施します。	無	—
34	意見交換会	維持管理	河川内の浚渫を恒常的に実行してほしい。自治会で毎年要望を出しても、3年に一度浚渫してもらえているかどうか。水災害対策プランにも位置付けがあることから、確実に実施してもらいたい。	上下流バランスから、上流域の抜本的な河川改修は、下流からの河川改修を待たねばならないため、現状の河川断面を確保するため、浚渫を適切に行って参ります。	無	—
35	意見交換会	上野部川放水路の構造等	上野部川放水路の具体的な位置や、天竜川にかけての断面図など、構造がわかる資料を提示してほしい。	今後の事業執行上の支障となる場合もあるため、現時点で、上野部川放水路の設置予定箇所は、天竜川と上野部川が近接する箇所としています。今後、詳細検討を進める中で、適切な時期に地元へ説明したいと考えています。	無	—
36	意見交換会	上野部川放水路の構造等	上野部川放水路の上流からは、土砂が流れ出てくる。この土砂が放水路の閉塞などに影響すると考えるが、その対策はどのように考えているのか。	上流からの流入土砂が、放水路内に堆積しないように、放水路を設計する際には考慮しなければならないと考えています。	無	—
37	意見交換会	上野部川放水路の構造等	天竜川の水位と上野部川の水位の関係で、上野部川放水路から洪水が逆流してくることはないのか。	上野部川放水路の吐口部にゲートを設置し、天竜川の水位が上野部川放水路の吐口高より上昇した場合、洪水が逆流しない構造となるよう計画しています。	無	—